

令和2年5月20日

別添の制度概要（ご案内）をよくお読みいただき  
てから申請をお願いします。申請に必要な添付書類  
を忘れずにご提出ください。

申請内容の問合せがある場合がございますので、  
日中電話の出ることができる番号の記載をお願いします。

捺印

天童

郵便番号 〒994-8510  
所在地 天童市老野森1-1-1  
事業所名 食堂てんどう  
代表者の職・氏名 代表 天童 太郎  
電話番号 (店舗) 023-654-1111 (自宅) 023-654-1112  
(携帯) 090-1234-5678

天童

同じ判子を2か所押印の上、ご提出ください。

天童市中小企業者（飲食業）緊急経営支援給付金申請書（兼）請求書

標記の件について、下記のとおり申請及び請求します。また、審査にあたり市税納付状況を確認することに同意します。

別添の制度概要（ご案内）に記載された《要件》  
の全てに該当する場合に☑

1 宣誓（当てはまるもの全てに☑）

<input checked="" type="checkbox"/>	当該給付金交付要綱第2条に規定する要件を満たします。
<input checked="" type="checkbox"/>	当該給付金受給後においても当該事業の継続の意思を有します。
<input checked="" type="checkbox"/>	感染症拡大以前と比して <u>6.0</u> % 程度売上が減少しています。
<input checked="" type="checkbox"/>	市税に滞納は有りません。

納税課確認欄

売上の減少幅の記載は、申請前の約1か月間に対する  
前年同期比（1/1以降に開業した場合は、コロナウイ  
ルス拡大前）の減少率を記入してください。

記入・押印しないでください。

賃借	自己所有	その他
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【その他】は、親の所有する持家を無償貸与し飲食店を営む場合や、1月2  
日以降に店舗を建設し固定資産税が課税されない場合等を指します。

基本額 (ア)	加算額(※) (イ)	申請（請求）額 (ア) + (イ)
100,000 円	68,476 円	168,476 円

※加算額の欄には次に定める金額  
(1) 事業所を賃貸借により経営する場合は、当該事業所  
(2) 事業所を自己所有により経営する場合は、当該事業所  
所に係る家屋分の税額又は20%の加算額を記入してください。

事業所を自己所有により経営する場合の固定資産税額・都市計画税の家屋相当額  
は、令和2年度固定資産税・都市計画税納税通知書に付属する「課税資産明細書」  
に記載された店舗所在地の家屋に当たる固定資産税相当税額+都市計画税相当  
税額の額から算出してください。※次ページ参照

4 振込先金融機関

金融機関名	天童銀行	種類 (☑)	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他
支店名	天童支店	口座番号	0123456
口座名義人 (カタカナ)	ショクドウテンドウ テンドウ タロウ		

令和2年度

固定資産税・都市計画税 納税通知書

1

この通知書には、納付書と一緒に課税資産明細書が同封されています。

この通知書についてお問い合わせの際は、下記の「通知書番号」をお申出ください。

元号及び年については、新元号及び年に読み替えてください。

7,967

様



あなたの固定資産税を本書のとおり決定(更正)しましたので通知します。

山形県天童市長

山本信治



通知書番号 100000188601

7,967  
100000188601

令和2年度

固定資産税・都市計画税 課税資産明細書

3

100000188601  
単位(円)

連番	資産区分	所在地	家屋番号		評価額		軽減税額
			地目/構造種類	地積/床面積(m <sup>2</sup> ) 建築年	固定前年度課税標準額 都市前年度課税標準額	固定資産税課税標準額 都市計画税課税標準額	固定資産税相当税額 都市計画税相当税額
1	土地						
2	家屋		木造 店舗	115.92 平成17年		4,028,034 4,028,034 4,028,034	0 56,392 12,084

種類が事業所が所在する  
【店舗】又は【店舗兼居宅】のものが対象となります。

加算額にはこの欄を使用します。

実態が【店舗(兼)居宅】の場合

加算額=固定資産税相当額+都市計画税-軽減税額 (56,392円+12,084円-0円=68,476円)

独立した店舗(居宅とは異なる住所地)の場合

加算額=固定資産税相当額+都市計画税

※軽減税額は、居宅に係る固定資産税のみに適用される軽減となりますので、居宅と併設された店舗の場合のみ減算してください。